

(第四章)

三法（現象）の無我を説く>蘊に法我を否定する>章の著述を説く>色蘊が本性として有ることを否定する>

[他の意味として有るものに因果を否定する]

ここに言う。「ここで、色（物質）等の五蘊¹を示された。『それらは苦しみである。』と説かれ、苦しみの聖者の真実であると説かれた。聖者の真実であるそれが、無いと如何様になるうか。然れば、諸蘊は有る。」

説く。

物質の因に結ばれず、
物質を認識するとはならない。

ここで、四大²は物質の因であると示された。物質は、それらの結果であると示されたけれど、四大に結ばれておらず、それら四大より他の意味となった「物質」という結果は、何も無い。そう見れば、物質とは不合理である。

言う。「先ず、諸々の構成要素（大）は有る。それに因が有る故に、結果も有るので、物質もまさしく良く成立したのである。」

説く。

物質というものに結ばれず、
物質の因も現れない。 1

物質に結ばれずとも、「これが物質の因である。」というものは、まさしく現れない。物質とは不合理であると既に述べ、そのように物質は不合理である故に、物質の因も不合理である。

言う。「ここで、君は因に依拠して結果を斥け、結果に依拠して因を斥けるの

¹ 五蘊：「蘊」とは「集積」の意味。輪廻に生まれる時に具わる、物質や知覚・心理作用等の集まり。人間には五蘊が具わる。

五蘊とは色蘊（物質の集積）・受蘊（感受作用の集積）・想蘊（識別作用の集積）・行蘊（人の心と体に属する、他の四蘊以外のものの集積。行動や受・想以外の心理作用等もこれに含まれる。）・識蘊（知覚作用のうち主体となる知覚の集積）の五つ。

² 四大：地水火風の四つの基本構成要素。

で、そこで何かに依拠して他の何かを斥けるものは、先ず有る。それが有れば、他も良く成立するとなるだろう。」

説く。「他はまさしく有る。」と、述べることはできない。何故かといえば、このように、

物質の因に結ばれず、
物質であるならば、物質とは無因であるという
背理となる。如何なる意味であろうとも、
無因であるものは何処にも無い。 2

もし、因が斥けられても結果が有るならば、その時、無因を持つものとなる。如何なる意味であろうとも無因を持つものは見られず、何処にも示されていない。(何故ならば) 常に一切より一切が起こる背理となる故と、一切の努めがまさしく無意味である背理となる故である。その如く、

もし、物質に結ばれず、
物質の一つの因が有るならば、
果の無い因となるけれど、
果の無い因は無い。 3

もし、結果が斥けられても因が有るならば、その因は結果が無いものである背理となる。無果を持つ因は無い。(何故ならば)「これはこれのものである。」という世俗名称も不合理である故と、一切の因は一切である背理となる故であり、そう見れば物質の諸因もまさしく不合理であるが、物質も結果であるとは不合理である。

色蘊が本性として有ることを否定する> [有無と似不似に因果を否定する]

また他にも、

物質が有るとしても、物質の
因も、まさしく合理にはならない。
物質が無くとも、物質の
因も、まさしく合理にはならない。 4

ここで、物質の因は何であるかと考察されれば、有る物質について考察する

のか？あるいは無い物質について考察するのか？と問えば。

有る物質においては物質の因は不合理であり、無いものにも不合理である。そこで先ず、有るものにおいて不合理であり、このように、(既に) 有るものに対して因が何をしようか。仮に、有るものに対しても因の働きが有るとなれば、如何なる時も働かないことはなくなる。それも主張せず、そう見るので、有る物質において、物質の因は不合理である。

無い物質においても、物質の因は不合理であり、このように、物質が無ければそれは何の因となろうか。そう見るので、無い物質においても物質の因は不合理である。

それは、「縁を否定する」(第一章) においても、

「無あるいは有の意味においても、縁とは適したものではない。」³

と、既に良く示してはあるけれども、再度ここでも場合に適うので示した。

因の無い諸々の物質は、
理に適わない。まさしく適わないのである。

因が示されない突如とした物質は、まさしく合理に適わない—まさしく適するものではない。何故かといえば、常に一切物が起こる背理になる故と、一切の努めが無意味である過失となる故である。「然れば、無因を持つという方向は下等であるのみの故に、まさしく理に適わず—まさしく適正ではない。」と、再々確認して説かれた。

それ故に、物質についての分別は、
何も考察されるべきではない。 5

何故ならば、物質の因に結ばれず物質は捉えられるとまらないことや、有る物質と無い物質についても物質の因は不合理であることや、無因の物質はまさしく理に適わず、まさしく適正ではない故に、君のような賢者の本性を持つ、真如を了解しようとする者は、如何なる物質についての分別をも考察しないことが正しい。このように拠所の無いものを思うことが、如何様に正しいとなるだろうか。

また他にも、

因に似た果という
ものは合理ではなく、

³ 「無、…ない。」:『根本中論』第1章6偈。

因に似ていない果という
ものも合理ではない。 6

結果と因であると考察すれば、因に似た結果か？（因に）似ていない（結果）か？と問えば。

そこで「因に似た結果」とは、その方向においては、物質は諸々の大（基本構成要素）の結果としてまさしく不合理である。「因に似ていない結果」という方向においても、物質は諸々の大（基本構成要素）の結果としてまさしく不合理である。

如何様にといえば、ここで諸々の大（基本構成要素）とは、硬と、湿と、熱と、動の自性であると示したけれど、それら大（基本構成要素）の性質は物質に認められるものとして無い。このように、地は硬さそのもの、水は湿潤そのもの、火は熱そのもの、風は動そのものであると認められるので、それ故に、そのように因に似た結果も無いけれど、因に似ていないものも無い故に、「物質は結果である。」ということはまさしく不合理である。

章の著述を説く > [その正理を他に適用する]

受と想と行と、
心と一切事物も、
様相は一切において、
まさしく色（物質）と、分析の次第は等しい。 7

受と、想と、行と、識のそれらも、色（物質）がまさしく不合理であることから、不合理であるという次第に等しい。大（基本構成要素）に結ばれておらず物質は無いが如く、触に結ばれておらず受は無いが、物質に結ばれておらず物質の因は無いが如く、受に結ばれておらずとも触は無い。そのように世尊も、

「楽を経験することになる触に依拠して、楽の受（感受作用）が生じる。」と説かれた。残りについてもその如くに当てはめて、そう見るので「諸蘊は有る。」ということはまさしく不合理である。世尊も、

「この幻は、幼子を欺くものである。」と説かれた。そのようにも、

「色（物質）とは水泡が浮上するに似ている。受は水中の気泡に等しい。想は逃げ水に似ており、諸行は浮き木の如くである。識は幻のようであると、太陽の友が御言葉を賜れた。」とも説かれた。

諸蘊は、その一部である色（物質）がまさしく不合理であることによって不合理であるという次第は等しいだけではなく、一切の法（現象）も、物質がまさしく不合理であることによって、不合理であるという次第は等しい。

章の著述を説く > [論争や説明する際に、返答をする仕方]

そのように、何故ならば、一切の法（現象）は、物質がまさしく不合理であることによって不合理であるという次第が等しい故に、

空性を題にして論争した時、
誰かが返答し語るならば、
彼によって、一切が返答されたのではない。
主張命題と等しくなる。 8

空性について論争し、派生が起こって全くの議論になった時、誰かが空性ではない論法で返答し語るときを、それら一切は返答されたのではない。何故かといえば、主張命題と等しくなる故と、こうして、例えば、「一切の事物は自性が欠如する。」と命題を主張すれば、例を示す為に「絨毯は自性が欠如する」と論証する時、誰かが「先ず、因である織糸は有る。」ということは、主張命題と等しいものである。まさしく理由であるものによって「絨毯は自性が欠如する」と示すこと自体が、因である織糸が空性であると良く論証するものでもあるので、それ故に「因である織糸等は空性ではない」と示すことは、主張命題である絨毯と等しいのである。

その如く、法の一時性を知る者達は、『善法の自性とは善である。』と思い、『残りの諸物もその如く確認する。』と思い、それらについて語れば、諸々の善法も縁起生である故に自性は無いので、それも主張命題と等しい。主張命題と等しい故に、返答されたのではない。

阿闍梨聖提婆も、

「一つの事物を視る者、その者は全ての視察者であると説く。一主体の空性であるものは、まさしくそれが全ての空性である。」⁴

と説かれた。

空性を題にして説いた時、
誰かが過失を捏造し語るならば、

⁴ 「一つの…である。」：『四百論』第8章 16偈。旧訳？

「一つの事物の視察者である、その者は全ての視察者であると説く。一主体の空性であるもの、それは全ての空性である。」新訳（パツァブ訳）。

それによって、一切は過失が付けられたのではない。
主張命題と等しくなる。 9

空性である事物はまさしく無自性であると解説した時、空性ではない論法によって過失を捏造し言及する誰かのそれら一切（の言説）も、ただ前述の如く主張命題と等しい故に、過失が付けられたのではない。それはただ同じ意味ではあるけれど、他の場合の部分においても示した。

この二偈は、全章の範囲に関わると視るべきである。（何故ならば）一切（の章）において成立した故である。

蘊に法我を否定する > [章の名を示す]

「蘊を考察する」という第四章である。

DECHEN 訳